

## 生駒市規則第5号

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月15日

生駒市長 山下 真

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年12月生駒市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7級の項第12号中「女子の外<sup>ぼう</sup>貌」を「外貌」に改め、同表第9級の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第2第12級の項第14号中「男子の外<sup>ぼう</sup>貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第15号を削り、同表第14級の項第10号を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係

る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

第3条 非常勤消防団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合（施行日以後に条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に条例第16条第2号に該当することとなった場合における当該非常勤消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

第4条 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（改正前の生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）については、附則第2条の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、改正後の生駒市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定を適用する。

第5条 非常勤消防団員等が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合、若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該非常勤消防団員等の遺族に障害を有する

者があるときにおける当該遺族の障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第3条の規定にかかわらず、それぞれ当該非常勤消防団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。